

## 司法ソーシャルワーク はじめました

法テラス鳥取法律事務所



鳥取県弁護士会会員  
池田 征弘  
Ikeda, Yukibiro

### 1 はじめに

今回は、47都道府県で最も弁護士の数が少ない鳥取県（2017年5月末日時点で63名）から報告いたします。

私は、東京の桜丘法律事務所です。1年間養成を受け、2015年1月に法テラス鳥取法律事務所へ赴任しました。2017年1月に、大雪の影響で国道に200台以上の車が半日近く立往生したことで全国ニュースにもなったように、鳥取県は西日本の隠れた豪雪地帯です。私が鳥取入りした日も、アパートの自分の駐車区画だけが真っ白に積もっていたため、鳥取での初仕事は雪かきでした（汗）。

それから月日がたち、早くも赴任3年目を迎えています。私のこれまでの活動のご紹介をもって、皆様にスタッフ弁護士の一つの側面を知っていただければ幸いです。

### 2 「収集」の1年目

当事務所は、県庁所在地（鳥取市）に配置された都市型事務所であり、困難事件の担い手としての役割と、市民の司法アクセスの向上のためのロビイストのような役割が活動の中心となっています。後者の活動は、司法ソーシャルワークが基礎となっています。司法ソーシャルワークとは、福祉職、行政職などの関係機関と連携

し、法的ニーズを発掘したり、市民が抱える複合的な問題に対して、各分野のノウハウを生かしながら総合的に支援を行うこと、と私なりに解釈していますが、これは、ちょうど私が赴任する時期に、法テラスにおいて、施策の一つの柱として本格的に取り組まれるようになったものです。そこで当事務所もその波に乗り、司法ソーシャルワークの推進に力を入れることにしました。

1年目は関係機関の職員の声を集めることから始めました。この年は生活困窮者自立支援法の施行元年だったこともあり、同支援事業の実施機関（社会福祉協議会など）が主催する各地の連絡会議において、複数の機関の職員と意見を交わす機会がありました。司法との連携に関する職員の意見を紹介しますと、「私たち（支援する側）がどんな形で弁護士と関わればいいのか」、「どんな問題を弁護士に相談すればいいのか」というものが大半でした。

また、職員対象の研修の講師を担当する際に、必ず配布しているアンケートの回答では、「弁護士の仕事のイメージが分かった」、「自分たちの抱える悩みを弁護士に相談できることが分かった」という期待どおりの回答もあるなかで、「気軽に相談できる環境があ

ると助かる」、「弁護士に相談するのは勇氣がある」といった、いわゆる敷居の課題を提起させる意見もありました。

### 3 「+実践」の2年目

連絡会議や研修などで収集した声に応えるべく、2年目は、福祉職、行政職に代表される支援者にとっても気軽に弁護士にアクセスしてもらおうべく、弁護士による出張情報提供制度を導入しました。

この制度は、法テラス鳥根で実施されているものに倣ったものですが（本誌連載第57回「三浦益隆『松江の助っ人弁護士制度』自由と正義67巻12号60-61頁」で詳しく紹介されています。）、司法の入口で立ち止まっている支援者を主な対象として、法制度などの情報提供を行い、法的対応の必要なケースを法律相談につなぐものであり、司法サービスへの入口支援の役割を担うものとして期待できます。2016年4月に鳥取市社会福祉協議会（権利擁護事業などを担当）へ月1回訪れるところから始め、その後、現在までに鳥取市中央人権福祉センター（人権相談や生活困窮者自立支援事業などを担当）と智頭町（県南東部の町）社会福祉協議会（権利擁護事業や生活困窮者自立支援事業などを担当）にも制度の花を咲かせること

ができました。

ちなみに、鳥根では「助っ人弁護士」という名称で利用されていますが、鳥取では、「**㊤**社と**㊤**法が連携して有効な支援に導く」という意味を込めて「福司サポートナビ」と命名しました。

2017年度で制度発足から1年がたちますが、1回2時間の枠に大体2、3件の相談予約が入り（最多6件の予約が入ることもありましたが）、リピーターも増えてきていることから、順調に機能しているのではないかと思います。制度の利用者としては、福祉関係者、行政職員が多いですが、そのうち約3割は被支援者本人やその家族が同伴しています。また、相談の中には、福祉や司法のノウハウでは対応しにくい事例もありました。盗癖のある知的障がい者（累犯前科あり）の生活支援に関する相談が持ち込まれたときは、更生支援の専門家である保護観察官にも協力してもらい、各分野のノウハウを結集させて対応したことがありました。

そして、この制度から法律相談につながるほとんどのケースでは、支援者が法律相談に同席するため、弁護士と支援者との「顔の見える関係」が増えるキッカケにもなっているのではないかと思います。

他方で課題も見つかりました。情報提供を通じて法的支援の必要性を伝えても、被支援者本人に法的支援を受ける意思が生まれなければ、そこで支援は止まってしまう。このような被支援者本人に対して、法律家としていかにアプローチしていくかを検討しなければなりません。また、当事務所は弁護士一人体制なので、相談数が増加した場合には人的資源の問題が生じます。そのため、今後は

司法書士会とも連携して、司法書士による出張情報提供の実現も目指しているところです。

#### 4 3年目の「+㊤」は？

3年目の目標は連携の「拡充」です。

福司サポートナビを通じて複数の機関の支援者と関わることができました。福祉や行政以外の分野に所属する支援者も司法の入口で立ち止まっていることが分かり、現在は、更生分野、家庭分野との連携に向けて活動中です（例えば、鳥取刑務所の仮釈放予定者に対する情報提供あるいは法律講座の実施などを検討しています）。

また、当初想定されていた福祉機関、行政機関との連携を柱とする司法ソーシャルワーク像では、両機関に市民がアクセスすることを待つという姿勢になりがちなので、福祉や行政のセーフティネットからもこぼれ落ちている最も救済すべき市民へのアウトリーチを機能させるためには、地域住民のネットワークとも連携することが重要であると考えられます。福祉、行政、司法と

いった支援側のネットワークは形成されてきていますが、それらのネットワークと地域住民のネットワークとの間にはまだ隔たりがあるように感じます。今後は、支援側のネットワークが協働して、地域住民のネットワークと連携していく仕組みを作っていくことも求められると思います。

#### 5 最後に

多分野のノウハウに触れることができる司法ソーシャルワークはとても魅力的な活動だと実感しています。これまで制限なく活動させていただいたことは、鳥取県弁護士会の諸先生方や法テラス事務局のご理解ご協力により成り立っているものと思います。この場をお借りして、深く御礼申し上げます。



法テラス鳥取メンバー（着任職員への歓迎会にて。左奥は法テラス倉吉の松本邦剛弁護士）

#### 誠実な働き手

私たちの事務所は、ひまわり・法テラスに派遣する弁護士として、毎年新人を採用する。その採用は、従来スキームと呼ばれ、事務所の責任と負担で新人を養成する。けれど、この年だけ、新スキームと言って、法テラスの常勤弁護士に採用された新人を預かり養成することになった。その新人が池田君だった。尖った新人を採用する傾向の強い私たちの事務所には珍しく、いつも穏やかな池田君は私たちを驚かせることも困らせることもなく、こつこつと丁寧に仕事をしていったように思う。その、こつこつと積み上げてきた成果は赴任後ほどなく発揮された。第13回季刊刑事弁護新人賞の優秀賞に選ばれたのだ。「出口効果に期待できない高齢者の入口支援」と題する論稿からは、彼らしい誠実な仕事ぶりが伝わってきた。今回の報告を見ると、池田君の活躍は刑事事件に止まらず、司法ソーシャルワークの方面でものびのびと力を発揮しているようだ。池田君の活躍を頼もしく、誇らしく思っている。

From 櫻井 光政（第二東京弁護士会会員）